力熊本県公報

第 1 1 5 4 8 号 平成 19 年 5 月 14 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

〇指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 〇指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護)……(" 1 〇指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護) (1 〇指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)……(" 2(森林保全課) 2 〇保安林の指定…… 〇指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護) (高齢者支援総室) 2 〇指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問看護)……(2 〇肥料登録…(農業技術課) 3 3 3 3 3 登 載 依 頼 〇裁決手続開始決定………………………………………………(用地対策課)

告 示

熊本県告示第 442 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアプロ 21 やつしろ	株式会社ティー・シー・エス	平成 19 年 5 月 1 日
八代市田中北町7号1番		

熊本県告示第 443 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアプロ 21 やつしろ	株式会社ティー・シー・エス	平成 19 年 5 月 1 日
八代市田中北町7号1番		

熊本県告示第 444 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日

八祥苑訪問介護事業所 社会福祉法人代医会 平成19年5月1日 八代郡氷川町早尾 1097 番地

熊本県告示第 445 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス 事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
八祥苑訪問介護事業所	社会福祉法人代医会	平成 19 年 5 月 1 日
八代郡氷川町早尾 1097 番地		

熊本県告示第 446 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林 の指定をする。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮

- 保安林の所在場所 熊本県天草市枦宇土町字龍神1、11の1、12の7、13の1、13の2、 16 の 2、23 の 9、23 の 10、23 の 27 から 23 の 29 まで、23 の 31、23 の 33、23 の 40、23 の43、23の44、23の58、字藤ノ尾34の1、34の5から34の10まで、34の13、34 Ø 17、34 Ø 18、34 Ø 24、34 Ø 28、34 Ø 34、34 Ø 36、34 Ø 39、34 Ø 43、34 Ø 45、 34 の 46、34 の 49、34 の 51、34 の 52、35、字浅木場 2826 の 1、2826 の 4、2826 の 5
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 (1)
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。

字龍神 23 の 40、字藤ノ尾 34 の 7、34 の 8、34 の 45、34 の 46、字浅木場 2826 の 4、 字龍神 11 の 1・13 の 1・23 の 29・23 の 31・23 の 33・字藤ノ尾 34 の 5・34 の 6・ 34 の 9・34 の 18・34 の 36・34 の 43・35・字浅木場 2826 の 1 (以上 13 筆について 次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (2)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 447 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業 所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
田島医院	田島和周	平成 19 年 4 月 13 日
熊本市田崎三丁目1番25号		

熊本県告示第 448 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス 事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
田島医院	田島和周	平成 19 年 4 月 13 日

熊本市田崎三丁目1番25号

公 告

熊本県公告第 423 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、 同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

改包亚巴	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称	登録した
登録番号	種 類	名 称	(%)	ての他の規格	及び住所	年月日
熊本県肥	炭酸力	粒状苦	アルカリ分	その他の制限事項	株式会社熊本硅砂鉱業	平成 19 年
第 1413	ルシウ	土石灰	: 55.0	は公定規格のとお	福岡県八女市納楚 722 番	5月2日
号	ム肥料	10%	可溶性苦土	り	地の3	
			: 10.0			

熊本県公告第 424 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録 有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。 平成19年5月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称	更新した
空 郊 街 勺	種 類	名 称	(%)	ての他の成格	及び住所	年月日
熊本県肥	魚かす	牛深魚	窒素全量	該当なし	山崎 修	平成 19 年
第 1335	粉末	粉	: 7.0		天草市深海町 947 番地	4月10日
号			りん酸全量			
			: 8.0			

熊本県公告第 425 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市御代志字松ノ本 1662 番 22 及び同 1662 番 23 2,693.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市高平二丁目 14 番 53 号 株式会社川﨑ハウジング

熊本県公告第 426 号

平成19年2月2日付けで山鹿市長中嶋憲正から協議のあった堂ヶ原地区土地改良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成19年5月7日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 427 号

上益城郡御船町御船中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名		氏	名		住
退任					
理事	藤	江	正	晴	上益城郡御船町大字滝川 632 番地
"	古	閑	敬	_	上益城郡御船町大字滝川 1546 番地
"	松	本	才	七	上益城郡御船町大字木倉 558 番地
"	松	永	啓	吉	上益城郡御船町大字木倉 4719 番地
"	米	満	優	_	上益城郡御船町大字木倉 6549 番地
"	福	島	洋	宇	上益城郡御船町大字高木 3009 番地
"	吉	田	光	雄	上益城郡御船町大字高木 1059 番地
"	吉	住	健	\equiv	上益城郡御船町大字高木 1776 番地
"	渡	邉	或	大	上益城郡御船町大字小坂 1733 番地
"	宅	本		浩	上益城郡御船町大字小坂 1360 番地
"	中	嶋	又	喜	上益城郡嘉島町大字上六嘉 285 番地の 1
"	吉	村	康	成	上益城郡嘉島町大字上六嘉 859 番地の 2
"	森	田		登	上益城郡嘉島町大字北甘木 1037 番地
監事	Ш	地	正	幸	上益城郡御船町大字小坂 2819 番地
"	榖	本	祐	$\stackrel{-}{-}$	上益城郡御船町大字木倉 2437 番地の 2
"	嶋	崎	純	_	上益城郡嘉島町上六嘉 277 番地
就任					
理事	江	藤		弘	上益城郡御船町大字滝川 606 番地
"	古	閑	敬	_	上益城郡御船町大字滝川 1546 番地
"	松	本	才	七	上益城郡御船町大字木倉 558 番地
"	松	永	啓	吉	上益城郡御船町大字木倉 4719 番地
"	米	満	優	_	上益城郡御船町大字木倉 6549 番地
"	宮	崎		勲	上益城郡御船町大字高木 3464 番地
"	宮	本		力	上益城郡御船町大字高木 1285 番地
"	吉	住	健	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	上益城郡御船町大字高木 1776 番地
"][[地	東	亜	上益城郡御船町大字小坂 1775 番地
"	宅	本		浩	上益城郡御船町大字小坂 1360 番地
"	藤	本		司	上益城郡嘉島町大字上六嘉 274 番地の 2
"	吉	村	康	成	上益城郡嘉島町大字上六嘉 859 番地の 2
"	森	田		登	上益城郡嘉島町大字北甘木 1037 番地
監事	吉	永		学	上益城郡御船町大字辺田見 733 番地
"	守	田	幸	治	上益城郡御船町大字高木 1576 番地
"	山	本	信	博	上益城郡嘉島町大字北甘木 375 番地

登載依頼

熊本県収用委員会公告第2号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の 開始を決定した。

平成 19 年 5 月 14 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 事業の種類

九州新幹線博多・新八代間線路建設工事(熊本県熊本市池田四丁目地内から同市春日四丁目地内及び田崎一丁目地内)、これに伴う九州旅客鉄道鹿児島本線仮線工事並びに 県道、市道及び農業用用水路付替工事

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 - 土地の所在 熊本県熊本市横手一丁目

地 番	地 目 公 簿 現 況					地 積 (m²)	収用しようとする	
地 笛				公	簿	実 測	土地の面積(m³)	
1087番23	宅地		宅地			28.42	28.42	8.87

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地 土地の所在 熊本県熊本市横手一丁目

₩ X	地			地 積 (m²)	使用しようとする
地田	地 番 <u>公 簿 現 況</u>		公 簿	実 測	土地の面積(m³)
1087 番 23	宅地	宅地	28.42	28.	42 4.86

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし

熊本市 代表者 熊本市長 幸山政史 熊本県熊本市手取本町1番1号

又は

安冨昭一

熊本県熊本市横手一丁目1番57号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成 19 年 4 月 25 日